

# 規制シート(様式)

(別紙1)

160194700490001

平成27年6月3日

規制の名称	「時間外労働・休日労働に関する協定届」「就業規則」の一括届出時における提出書類の簡素化	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働基準法施行規則(昭和22年8月30日厚生省令第23号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	労働基準局 監督課長 秋山 伸一
規制目的	時間外労働・休日労働に関する協定届及び就業規則の届出義務は、管轄の労働基準監督署が各事業場において、適正な法定手続が行われたのか確認し、監督業務を適切に行うための前提となるものであるため、原本の提出義務が義務づけられています。		
規制内容の概要	上記のとおり、所轄の労働基準監督署長に対して、原本を届け出ることを義務づけておりますが、事業場の事務負担軽減等を鑑み、通達により、一定の要件を満たせば本社を所轄する労働基準監督署長が、受理業務を行い、所轄労働基準監督署長に対して送付することができることとしております。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成15年2月15日基発0215001号、平成15年2月15日基発0215002号により、時間外労働・休日労働に関する協定届、就業規則の本社での一括届出が認められました。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	時間外・休日労働に関する協定届及び就業規則の本社一括の届出については、本来、事業場ごとに締結し、各管轄の労働基準監督署長へ届け出る必要があるものを、企業の負担を軽減するため、一定の要件を満たしている場合に、本社管轄の労働基準監督署長へ届け出たことをもって、各労働基準監督署長に届出があったものとして取扱う制度です。 当該一括届出においても、受理した本社管轄の労働基準監督署にまとめて提出された原本を各労働基準監督署に送付し、通常の届出と同様に、各労働基準監督署において、届出状況を把握し、適法な労働条件の確保等の目的から適切に監督指導等を実施するために事業場ごとの原本を保管してあります。要望のように原本の提出を不要とする一括届出を認めてしまうと、監督署において届出内容を確認することが出来ず、監督指導等の適切な実施等により、労働条件を確保するという法の趣旨を没却するおそれがあるため、対応することは困難です。また、ご要望の方法により受付を行う場合、本社を含む事業場に対応した部数を本社管轄の労働基準監督署で用意する必要性が生じ、労働基準監督署における業務量が増大することになり、その他の業務に大きな影響を及ぼすと考えられます。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項			
次の見直し時期			

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160194700490001

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>平成15年2月15日基発0215001号、平成15年2月15日基発0215002号</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>労働基準法第36条第1項・第89条第1項、労働基準法施行規則第17条第1項・第49条第1項</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>法令上では当該届出は所轄の労働基準監督署長に提出することとされているが、一定の要件を満たした場合は本社一括届出についても所轄の労働基準監督署長に提出したものと解釈しても差し支えない旨を示したものであるため。</p>